

4. 円滑な工事の施工を確保するため、設計図書の精度の一層の向上を図るとともに、設計意図の施工者への的確な伝達にご配慮願いたい。
5. 工事の施工にあたっては、発注者への提出書類の簡素化、統一化を図る等請負者の事務の軽減にご配慮願いたい。
6. 請負業者の選定に際しては、建設業者の労働時間短縮の状況等も的確に評価されるようご配慮願いたい。
7. ゼロ国債、ゼロ県債等の債務負担行為制度の一層積極的な活用を図るとともに、工事の発注を計画的に行うこと等により、発注の平準化に一層ご配慮願いたい。
8. 建設業団体との話し合いの場を設ける等、建設業における労働時間の短縮について、十分な意思疎通が図られるようご配慮願いたい。
9. 「事業執行における積算等の留意事項について（平成3年5月8日、建設省厚発第146号、建設省技調発第123号）」、「営繕事業執行における積算等の留意事項について（平成3年5月15日、建設省営計発第53号、建設省営監発第14号）」の地方公共団体等への徹底を図る等、建設業における労働時間短縮の推進についてご配慮願いたい。